

柳が崎湖畔公園官民連携可能性調査業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「柳が崎湖畔公園官民連携可能性調査業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 柳が崎湖畔公園官民連携可能性調査業務
- (2) 業務内容 別添「柳が崎湖畔公園官民連携可能性調査業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」の内容に基づき業務を実施するものとする。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌開庁日から令和8年10月30日（金）まで

3 予算額

委託料の上限は金5,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式 公募型

5 スケジュール

令和8年2月19日（木）	公募開始
令和8年2月27日（金）	質疑受付締切（午後5時まで）
令和8年3月5日（木）	質疑に対する回答（ホームページ）
令和8年3月10日（火）	参加申込にかかる提出書類の提出締切（午後5時まで）
令和8年3月18日（水）	企画提案書等の提出締切（午後5時まで）
令和8年3月26日（木）（予定）	プレゼンテーション審査

※なお、応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

なお、候補者決定の間に、いずれかの要件を満たさなくなった者は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

(6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (7)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (7)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な

行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(8) 平成27年4月1日以降に、都市公園を含む公共施設において、サウンディング型市場調査を伴う官民連携手法等の導入検討に類する業務を元請けとして受託し、これを履行した実績を有していること。

(9) 管理技術者として、技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている技術士又は一級建築士を配置することができる者であること。

7 質疑・応答

(1) 提出方法 別添の質問書（様式5）により、電子メールにて提出すること。メール件名に「プロポーザル質問. 送信年月日（西暦8桁）. 会社名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信することとし、送信後、必ず電話等で送信した旨を担当課に伝えること。郵便、電話、FAX又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限 令和8年2月27日（金）午後5時まで（必着）

※期限後の質問は一切受け付けない。

(3) 提出先 電子メールアドレス otsu1809@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法 市ホームページへ掲載予定。（令和8年3月5日（木）を予定）

※ ジャンル（「事業者向け」⇒「入札・契約」⇒「プロポーザル」
⇒「質問に対する回答」）

(5) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、仕様書の追補とみなす。

イ 質問の内容に参加者名が特定できる記載を入れないこと。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次のイに掲げる書類にあっては原本1部及び副本7部を、ア及びウに掲げる書類にあっては1部を提出すること。

ア 参加申込に係る提出書類

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 誓約書（様式2）

(ウ) 会社概要（任意の様式）

- ・様式は任意のものとし、A4用紙1枚（両面印刷可）以内にまとめること。
- ・その他の事項については会社の特徴が分かるように記載すること。

イ 企画提案に係る提出書類

(ア) 企画提案書（任意の様式）

(イ) 配置予定技術者一覧（様式3）

(ウ) 業務実績（様式4）

- ・過去に履行したサウンディング型市場調査を伴う官民連携手法等の導入検討に類する業務の元請けとして受託し、これを履行した実績の主なものを記載すること。

ウ 価格見積書

- ・業務内容及び各業務費等の積算内容が分かるように記載すること。
- ・消費税額及び地方消費税額を含む全体額を明記し、宛名は大津市長とすること。

(2) 提出期限

ア 参加申込に係る提出書類

令和8年3月10日（火）午後5時まで（必着）

イ・ウ 企画提案にかかる提出書類及び価格見積書

令和8年3月18日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。持参の場合は上記期間中の開庁日午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館3階
大津市都市計画部公園緑地課（担当：奥川）

9 企画提案書作成方法

(1) 仕様書に基づき、審査基準を踏まえた上で、以下のテーマを記載すること。

ただし、下記項目に加えて、新たな項目について提案を行うことは妨げない。

①基本的な考え方

- ・本業務や柳が崎湖畔公園に関する知識や考え方

②実施方針等の全体的考え方

- ・業務目的、内容を踏まえた取組方針や作業工程、作業内容、人員体制

③業務内容

- ・柳が崎湖畔公園やびわ湖大津館の現状と課題整理
- ・サウンディング型市場調査の実施方法、内容
- ・最適な官民連携手法等の方向性

(2) 様式は任意のものとするが、様式の規格はA4版、横書き、長辺綴じを原則とし、表紙を除き5ページ以内にまとめ、表紙以外はページ番号を振ること。また、A3版用紙による折り込みは差し支えないが、2ページとして計上すること。なお、文字のサイズは10ポイント以上とすること。

(3) 表紙には「柳が崎湖畔公園官民連携可能性調査業務」と記載するとともに、正本1部のみ表紙に会社名を記載し、正本以外については、会社名が推測される記載やデザイン等を削除すること。

(4) その他

ア 貸与資料について

- ・(仮称)柳が崎湖岸公園整備設計業務報告書 概要版
- ・旧琵琶湖ホテル本館修理工事前後対比図面
- ・柳が崎湖畔公園基本計画業務 概要版
- ・びわ湖大津館の利活用についての提言

イ 貸与期間

申請者のプレゼンテーション審査日までとする。なお、プレゼンテーション審査を辞退する場合は、速やかに返却すること。

ウ 貸与方法

公園緑地課に電話又はメールで申込み、指定の日時に公園緑地課まで受け取りにくること。

エ 貸与資料の返却

公園緑地課へ持参又は郵送すること。

オ その他

貸与資料については、本業務の企画提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。また、貸与資料の複製は行わないこと。

10 審査方法

(1) 審査方法

企画提案書等による書面審査及びプレゼンテーション審査とし、事前に定めた審査基準によりプロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）が審査し、候補者及び次順位候補者を選定する。プレゼンテーション審査は以下の日程で行う。

日 時 令和8年3月26日（木）（予定）

審査員 市職員5人

説明時間 15分以内

質疑応答 10分程度

参加人数 5人以内（本業務の総括責任者を含む。）

※時間・場所は別途、通知する。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」に基づき審査する。

(3) その他

ア プレゼンテーションにおいて、会社名がわかる口頭での説明や、画面上での会社名等の記載は行わないこと。

イ 応募者が多数の場合は、日時を変更する場合がある。

ウ プレゼンテーションは、企画提案書に沿って説明を行うこと。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

エ 審査の対象事業者は、上記6の要件を満たし、かつ8（2）イの提出期限までに提出書類を提出した事業者であって、本市が参加資格を認めたものに限る。参加申込者全てに対して、別途「参加資格審査結果通知書」により通知する。

オ 出席者は5人以内とし、説明・質疑応答は主に本業務を担当する者が行うこと。

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ大津市が準備したプロジェクターとスクリーンを利用することができるが、パソコンは各自で持参すること。なお、準備するプロジェクターはセイコーエプソン(株)製 型番：EB-1795Fとし、HDMI 接続ケーブルについても市で準備する。

キ プレゼンテーション審査は非公開とする。

1.1 審査結果

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に、令和8年3月30日（月）（予定）までに通知する。

1.2 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

1.3 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1.4 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1.5 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 価格見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

キ 各審査員の平均点数が60点を下回る提案であった場合

ク 同一の評価項目において審査員全員から最低評価を受けた場合

ケ その他、本要領の諸条件に違反した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 異議申し立て

提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 本件に係る契約は、令和8年度大津市一般会計歳入歳出予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

1 6 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市都市計画部公園緑地課（担当：奥川）

電話 077-528-2784（直通）

電子メールアドレス otsu1809@city.otsu.lg.jp

柳が崎湖畔公園官民連携可能性調査業務審査基準

委員審査（100点）

評価項目		評価の視点及びポイント	配点
組織評価	業務実績	・過去の業務実績から、本業務を実施するにあたって十分な知識や経験を有しているか。	10点
	実施体制	・業務遂行に必要な知識、経験、資格を有する人材が必要数確保されているか。	10点
基本事項評価	事業の理解度、実施方針	・業務目的、内容を的確に理解しているか。 ・業務全体の考え方や業務の進め方など業務の実施方針について、具体的に明示されているか。	10点
	実施工程	・受注後の業務スケジュールが適切に計画され、本業務を完遂できるものと判断できるか。	10点
	資料調達力	・資料等は簡潔でわかりやすいか	5点
	プレゼンテーション	・発表や質問に対する回答は、要点を押さえたわかりやすいものであるか。	5点
提案内容評価	企画力	・柳が崎湖畔公園の現状と課題、社会情勢の変化、関連する法令等を踏まえた優れた提案となっているか。	20点
	的確性	・民間事業者の参加意向や参加条件が的確に把握できる調査手法が示されているか。	20点
	独自性	・市場調査の手法や柳が崎湖畔公園で考えられる官民連携手法等の方向性について、効果的で独自性の高い提案がなされているか。	10点